

公告 第 608 号

## 組合規約の一部変更について

平成29年2月27日付 SCSK 健発第 825 号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請したところ、平成29年3月6日付関厚発0306第65号をもって認可されたので、別添、新旧条文対照表のとおり公告する。

平成29年3月10日

SCSK健康保険組合  
理事長 古森 明

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

## SCSK健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>(一部負担還元金)</p> <p><b>第 55 条</b> この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下「一部負担金相当分」という。)) について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一</p>	<p>(一部負担還元金)</p> <p><b>第 55 条</b> この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が</p>

部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

「略」

#### 第 55 条

6

「略」

（家族療養費付加金）

#### 第 63 条

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法第 87 条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を

支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

「略」

#### 第 55 条

6 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合には、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

「略」

（家族療養費付加金）

#### 第 63 条

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給さ

基準として、保険者が定めた額（以下「一部負担金相当分」という。）の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

「略」

（合算高額療養費付加金）

**第64条** 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、

れる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

「略」

（合算高額療養費付加金）

**第64条** 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下「一部負担金相当分」という。）」の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。